Y845	3	ガラス製又は陶製容器	1kg	5kg		
		プラスチック製容器	1kg			
		金属製容器	1kg			
		プラスチック袋	1kg			

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
3）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
4）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
5）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「850」、「851」及び「852」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器
850	1	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	0.5ℓ	1A1，1A2，1B1，1B2，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N
		プラスチック製容器	0.5ℓ		
		金属製容器	0.5ℓ		
851	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	
		プラスチック製容器	1ℓ		
		金属製容器	1ℓ		
852	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ	
		プラスチック製容器	2.5ℓ		
		金属製容器	5ℓ		

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
3）等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏えいしない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
4）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「854」、「855」及び「856」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器	包装物当たりの許容容量	容器の種類
		ガラス製又は陶製容器	1ℓ		1A1，1A2，1B1，1B2，1G，1H1，		

854	1	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N	—	—
		金属製容器	1ℓ				
855	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	30ℓ		30ℓ	1A1，1A2，1B1，1B2，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	2.5ℓ				
		金属製容器	2.5ℓ				
856	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	60ℓ		60ℓ	1A1，1B1，1H1，1N1，3A1，3B1，3H1，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	10ℓ				

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。
3）等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏えいしない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
4）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「858」、「859」及び「860」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
858	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N
		プラスチック製容器	0.5kg		
		金属製容器	0.5kg		
859	2	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	2.5kg		
		プラスチック袋	1kg		